

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとる措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

ア 教育成果を上げるための具体的方策

(学士課程)

- ・語学教育科目30人クラスの実施、情報科学科目の編成見直し、健康体力科学分野の教育機器更新、健康面での学生指導プログラム開発など全学共通基礎科目の見直し充実を図る。
- ・人間学の科目数を増やす。
- ・卒業研究において学生参加型のクラス運営を行うなど、学生の自己表現の機会確保に努める。
- ・体験型導入教育を引き続き各学部等で実施するとともに、実施状況調査結果等により教育上の経験を共有し、今後の体験型導入教育の強化を図る。
- ・人間学に、現代社会を対象とする応用倫理的考察を含む科目の開講を検討する。

(大学院課程)

- ・平成21年度を目途に各研究科でカリキュラム体系化への方針をまとめる。
- ・学部卒業研究と大学院での研究との接続関係の課題を整理し、対応策をまとめる。
- ・各研究科での研究成果の学会誌掲載状況等を整理し、積極的な成果発表に向けての指導方針をまとめる。

イ 卒業後の進路等に関する具体的方策

- ・入学後の導入教育クラスから、それぞれの学生が卒業後の進路について考察する機会を設けて指導する。
- ・各種国家試験と学部教科内容との関係を整理し、対応関係にある関連科目の指導の体系化を図る。
- ・入学後の導入教育クラスから、それぞれの学生が卒業後の進路について考察する機会を設ける。

ウ 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- ・大学として教育上配慮すべき標準的な外部試験等と開講科目との対応関係を調査するとともに、これまでの外部試験等の実績を整理する。
- ・卒業生・修了生に対する動向調査を実施する。

(2) 教育の内容等に関する目標を達成するための措置

ア 入学者受入方針に応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

(学士課程)

- ・各学部ごとのアドミッション・ポリシーを明確にする。
- ・各学部等で入学者の入学試験別成績追跡調査を行うとともに、選抜方法の多様化について各学部等の基本方針をまとめる。

(大学院課程)

- ・留学生の大学院への受け入れについて基本方針をまとめる。

イ 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

(学士課程)

- ・「人間探求学」クラスの運営事例を収集し、全学的な指導方法の改善を図る。
- ・いわゆる教養教育をめぐる課題を整理し、体系的な科目編成案の20年度中作成に向けて、検討作業を進める。
- ・語学教育における e-learning の活用について、活用の拡充と活用方法の改善を図る。
- ・情報倫理をめぐる教育方法を調査検討し、実施案を策定する。
- ・他学部他学科の科目履修や単位互換制度に関する課題を整理し、制度活用のための基本方針をまとめる。
- ・卒業研究報告の公開について課題を整理し、可能な学科等から公開を行う。
- ・JABEE の取得を目指す工学部に委員会組織を確立し、学科を超える課題に配慮しつつ、検討を進める。

(大学院課程)

- ・各研究科コース等で教科選択のモデルの作成と学生への提示を行う。
- ・海外からの研究者等による授業参加など、研究院生が英語による専門分野の議論に触れる機会を積極的に設ける。
- ・大学院生の学外での論文発表のこれまでの実績を調査し、その改善・向上を図るための課題を整理する。

ウ 授業形態、学習指導方法等に関する具体的方策

(学士課程)

- ・少人数導入教育クラスである「人間探求学」を開講し、語学教育科目における30人クラス化を推進する。
- ・学生の自学自習に寄与するよう講義概要とシラバスとの機能分担を明確にする。
- ・卒業研究において学生参加型のクラス運営を行うなど、学生の自己表現の機会確保に努める。

(再)

- ・「近江楽座」への財政支援を継続するとともに、「近江楽座」と「近江環人地域再生学座」の成果を蓄積し、地域社会連携型の総合的教育プランへの展開を図る。
- ・インターンシップ受け入れ協力企業の増加を図るとともに、インターンシップに関する学生への情報提供を積極的に行う。

(大学院課程)

- ・大学院生の対外的な研究活動への参加実績を調査し、学外活動拡充への課題を整理する。
- ・修士論文の学会機関誌等への掲載実績をデータベース化し、研究指導上の課題を整理する。
- ・交換留学制度などにより、学生を海外に派遣する機会を増やすよう努める。

エ 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

(学士課程)

- ・GPA制度、CAP制度について検討を進め、制度導入についての課題を整理する。
- ・卒業研究について評価のあり方を全学的に調査し、各学部等で評価基準設定の課題を整理する。

(大学院課程)

- ・GPA制度、CAP制度について検討を進め、制度導入についての課題を整理する。(再)
- ・各研究科等において、学位論文の客観的で厳格な審査基準のあり方を調査・検討する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

ア 適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- ・教員の新規採用に際しては、研究に偏ることなく、教育面等も含めた総合的な審査を継続して実施する。
- ・人事計画に基づき、原則として公募制により採用する。
- ・人事計画に基づき、女性・外国人等の教員の採用を促進する。
- ・個々の学生に関する教育関係情報の連結化を図るための計画をまとめる。

イ 教育環境の整備に関する具体的方策

- ・館内ツアー、利用ガイダンス等の充実、電子ジャーナルの利用拡充、レファレンス業務の専門家育成など図書館機能を強化する。
- ・学習効果の向上が期待できる e-learning ソフトウェアの選定を行う。
- ・次期システムのリプレースに向けて情報収集を行う。

ウ 教育活動の評価および評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- ・教育活動の教員相互の公開や教員研修のための学内制度を設ける。
- ・授業改善に資するよう、学生による授業評価結果を学内で公表する。

エ 授業改善に効果的なFD活動を行うための具体的方策

- ・学生の自学自習に寄与するよう講義概要とシラバスとの機能分担を明確にする。(再)
- ・自己評価委員会において平成18年度に取りまとめた「学生による授業評価」アンケート調査の改善策に基づき、授業評価を実施するとともに、調査結果を学内に公表する。
- ・教育活動の教員相互の公開や教員研修のための学内制度を設ける。(再)
- ・各学部等で、授業運営方法についての若手教員向け研修計画をまとめる。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

ア 学習相談や生活相談、経済的支援に関する具体的方策

- ・少人数導入教育クラスの担当教員がグループアドバイザーとしてその役割を果たすとともに、全学での運用経験の共有を図る。
- ・学生の学習支援のため、全学で「オフィスアワー」を導入する。

- ・学生支援機能を体系的に集約した学生支援センターを開設する。
- ・人権問題に関わる研修会を開催し、教職員の学生相談に関する意識の向上を図る。
- ・健康と栄養に関する科目を人間学として開講するための準備を行う。
- ・授業料減免制度は、これまで以上に学業成績が反映されたものに改善する。
- ・奨学金制度および学費減免制度の基本的な見直しを行う。

イ 就職支援に関する具体的方策

- ・学生や院生の調査・研究発表等に必要経費の支援を行うため、学部生には実験実習費の積極的な活用を図り、院生には特に交通費の支弁について方策を講じる。
- ・1回生の導入教育クラスから学生が自らの将来設計について考察する機会を設ける。
- ・学生支援センター内に、学生のキャリアデザインを支援する部門を設け、キャリアデザインについて学生の意識調査を実施するとともに、基本的な指導方針をまとめる。
- ・学生に対する就職活動支援の観点から、大学と同窓会との組織的な連携を進める。
- ・インターンシップ受け入れ協力企業の増加を図るとともに、インターンシップに関する学生への情報提供を積極的に行う。(再)
- ・教育研究の内容がより分かりやすいホームページの編集に努める。
- ・学部等の就職状況を積極的に大学ホームページに掲載するように努める。
- ・大学として教育上配慮すべき標準的な外部試験等と開講科目との対応関係を調査するとともに、これまでの外部試験等の実績を整理する。(再)

ウ 社会人学生・留学生等に対する配慮

- ・社会人学生・留学生へのきめ細かな相談体制を充実させるため、重点的な相談項目の整理や資料の整備を行い、十分な対応に努める。
- ・国際交流委員会で関連する授業プログラムの現状分析を行う。
- ・留学生受け入れに関する基本方針をまとめ、対応方法等について具体的な検討を進める。
- ・留学生保証人制度の課題を整理し、基本方針を策定する。
- ・社会人の積極的な受け入れについて基本方針をまとめる。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準および研究の成果等に関する目標を達成するための措置

ア 目指すべき研究の方向性に関する具体的方策

- ・研究戦略委員会(仮称)において、個々の教員が推進する創造的研究の支援策を審議する。
- ・研究戦略委員会(仮称)において、大学が推進するプロジェクト研究のテーマを設定する。
- ・研究戦略委員会(仮称)において、県内の他教育研究機関との共同研究の課題について検討を開始する。

イ 大学として重点的に取り組む領域に関する具体的方策

- ・滋賀県環境研究教育プログラムの立ち上げと予備的研究を開始する。
- ・産業界と連携した「ものづくり」に関する国際レベルの研究を重点的課題として推進する。

- ・地域住民への健康教育用教材の開発とテスト教育を実施する。
- ・東アジア諸国に焦点をあてた総合研究の具体的なテーマの設定と研究体制の構築を図るとともに、生活文化専攻間の共同研究テーマを具体的に設定する。

ウ 成果の社会への還元に関する具体的方策

- ・教育研究成果の国内外への発表を促進するため、広報誌を新たに発刊する。
- ・本学教員による 公開講座、移動公開講座、公開講義を開催するとともに、教員の研究内容を紹介する「研究者総覧（知のリソース2007）」を発行して、大学の成果を広く地域に公開する。
- ・学内の教育・研究施設および研究室の学外への開放を推進するため、平成18年度に開放した以外の施設について具体的方策を検討する。
- ・研究内容や活動内容のデータベース化を促進し、企業に対する積極的なニーズの把握に努める。

エ 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策など

- ・教員の研究活動を、改善した評価項目・配点にしたがって客観的に評価する。
- ・年度計画の評価を受けるとともに、認証評価機関の評価に向けた詳細検討や準備を行う。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

ア 適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- ・研究費の評価配分額において、職階による区分を廃止し、優秀な若手教員を優遇する。
- ・大学院生の研究活動に対する具体的な支援策を策定する。
- ・特別研究員制度の制度化に向けて、校務への対応や処遇の内容等条件整備の検討に着手する。
- ・引き続き客員教員・客員研究員の任用を図る。
- ・外国人教員との共同研究の準備に着手する。

イ 研究資金の配分システムに関する具体的方策

- ・一般研究費は、業績評価における評価項目・配点を見直し、配分方法を改善する。

ウ 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- ・引き続き研究支援のための契約職員の雇用を充実する。
- ・構築したシステムを活用して、研究設備、研究資材の共同利用を促進する。

エ 知的財産の創出、取得、管理および活用に関する具体的方策

- ・研究成果の知的財産権化を推進するため、弁理士(客員教授)による特許相談会を活発に実施するとともに特許セミナーを開催して、教員に対する知財啓蒙活動を充実させる。
- ・知的財産の地域への技術移転を推進するため、大学の研究成果の具現化・権利化を推進する。

オ 研究活動の評価および評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- ・研究戦略委員会（仮称）において、研究成果に対する評価基準を策定する。
- ・研究戦略委員会（仮称）において、重点的に取り組む研究領域、テーマを設定する。
- ・研究戦略委員会（仮称）において、長期的に取り組む研究テーマを設定する。

カ 県内諸機関との共同研究、学内外共同研究等に関する具体的方策

- ・「地域づくり調査研究センター」の調査研究員が中心になって、住民参加型の受託研究、共同研究を推進する。
- ・学術交流協定を結んでいる大学との実施可能な共同研究を開始する。

3 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

(1) 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- ・大学付属施設の地域貢献3センターと彦根駅前「大学サテライト・プラザ彦根」を一元的に運営する組織を具体化する。
- ・公開講座等の受講者満足度を上げるよう、参加者のアンケート結果を踏まえて、公開講座、移動公開講座、公開講義、琵琶湖塾を開催する。
- ・「近江楽座」を継続して推進するとともに、「近江環人地域再生学座」を前期から開講し、「コミュニティアーキテクト」の認定を行う。
- ・学生が地域活動等に積極的に参加できるよう、「近江楽座」の継続や「大学サテライト・プラザ彦根」の開設を行うとともに、工学部研究会への参加企業や地元企業等の協力を得てインターンシップを実施する。
- ・国、県、市町の審議会・委員会等委員への就任者数の増加に努める。
- ・全学付属施設である地域貢献3センターと彦根駅前「大学サテライト・プラザ彦根」を一元的に運営し、地域に根ざした調査研究活動を積極的に推進する。

(2) 産学官連携の推進に関する具体的方策

- ・大学の知財活動を強化するため弁理士（客員教授）による特許相談会の充実、地元企業からの特許相談など受け受けるとともに、「地域づくり調査研究センター」による地域づくりセミナー、講習会などを充実させ、地域産業の発展に貢献する。
- ・引き続き、弁理士を客員教授に迎え、知的財産特別講義および知的財産相談会を開催するとともに、学内教員への知的財産に関する啓蒙活動を強化する。
- ・従来の共同研究・受託研究をのばす活動とともに、企業の研究・企画部門にアプローチして、新規共同研究等の増加に努める。
- ・「大学サテライト・プラザ彦根」を活用して、技術相談等企業との連携を活性化する。

(3) 地域の大学等との連携・支援に関する具体的方策

- ・県内の教育機関・研究機関・保健医療機関等との連携を強化する。
- ・「大学サテライト・プラザ彦根」を活用して、滋賀大学との新たな学学連携を構築する。
- ・他大学との単位互換制度を活用して多様な講義、特殊な講義を開講をするとともに、地域各大

学の特色を生かした連携を強化する。

- ・高大連携事業をめぐる高等学校側の要望を調査し、改善充実すべき事項を整理して連携を継続する。

(4) 他諸外国等との教育研究交流、教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- ・留学生および外国人研究者受け入れに関する基本方針をまとめ、対応方法等について具体的な検討を進める。
- ・留学生を地域行事や「近江楽座」等に参加させ、滋賀の文化・歴史等について学ぶ機会を提供する。
- ・総合大学である中国の中南大学との連携を推進するなど、本学の学生が留学しやすい状況の整備に努める。
- ・研究成果の大学英文ホームページへの掲載を促進し、海外に積極的に発信する。

II 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

- ・全学委員会について、学部長等の負担の軽減、委員の職階の見直し等を含めて、再編・統合を行う。
- ・広報委員会の機能を強化するとともに、広報誌の発行、英語版大学概要の更新等、学外への情報発信を積極的に行う。

(2) 学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策

- ・公立大学法人滋賀県立大学に置く職およびその選考に関する規程を制定し、学部長等の権限を強化したことから、その運営の適正化を期す。

(3) 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

- ・引き続き役員や審議会委員への学外者の登用に努める。

(4) 内部監査機能の充実に関する具体的方策

(設置済み)

(5) 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

- ・若手教員や学外からの新任教員に対し、研究費の面で優遇措置や特別支援措置を実施する。
- ・特別研究費を措置し、プロジェクト研究および若手教員に対し、研究費の重点的配分を充実する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(1) 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

- ・教育・研究組織再編委員会において大学院博士後期課程の再編案を検討する。

- ・研究戦略委員会（仮称）において、研究のマネジメントができる人材育成策を検討する。

(2) 教育研究組織の見直しの方向性

- ・工学部に新学科を設置するため、文部科学省に届出を行う。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

- ・定数表に基づき、法人の自律的な管理のもとで適正な定数管理を行う。
- ・人事方針および選考基準に基づき、優秀な職員を積極的に登用する。

(2) 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

- ・人事計画に基づき、原則として公募制により採用する。（再）
- ・任期制や年俸制の導入について、引き続き検討する。

(3) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- ・教員の教育、研究、地域・社会貢献、学内貢献の各分野における活動を客観的に評価する指標を見直し改善する。
- ・国・県の給与制度を調査研究する。

(4) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- ・特別研究員制度の制度化に向けて、校務への対応や処遇の内容等条件整備の検討に着手する。（再）

(5) 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

- ・人事計画に基づき、女性・外国人等の教員の採用を促進する。（再）

(6) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

- ・引き続き法人職員の計画的な雇用を行い、事務体制の強化を図る。
- ・引き続き事務職員の大学運営にかかる能力開発を図るため、職員研修や私立大学を含む他大学との交流等を実施する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

- ・簡素で効率的な事務組織を構築するため、引き続き役員会や経営協議会、監事監査等の議論を踏まえて常に事務組織の機能の見直しや組織再編の検討を行う。

(2) 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

- ・効率的な事務体制を構築するために、事務の集中化と効果的なアウトソーシングについて引き続き検討する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 公正で効率的な財務運用を達成するための措置

(1) 限られた資源を効率的に配分するための措置

- ・引き続き予算編成時に各学部長等との意見交換を行う。
- ・研究費の評価配分を従前より客観性、透明性のある方式に改善する。

(2) 公正な財務運用を担保するための措置

- ・平成 18 年度決算を平成 19 年 7 月を目処にわかりやすく加工し、公表する。
- ・研究費・実験実習費の内容を学内外に公開する。

(3) 使いやすく、無駄のない財務運用を可能にするための措置

- ・ペーパーレス化、事務の効率化等により、経費削減をさらに推進する。
- ・平成 18 年度に研究費、実験実習費の支出手続きを簡素化し、手順書の作成、教員等への説明会を実施したが、さらに、関係者の意見を聞きながらその改善に努める。

2 自己収入を増加するための措置

(1) 授業料・入学料収入を確保・増加するための措置

- ・引き続き他の国公立大学の基準等を参考に収入面からみた授業料の適正な水準を検討する。
- ・教育・研究組織再編委員会において、定員充足のため、博士後期課程再編の具体策を検討する。

(2) 外部資金受け入れの増加に関する目標を達成するための措置

- ・科学研究費補助金、公募型プロジェクト研究等の競争的外部資金の獲得に向けて、積極的な応募を奨励するとともに、これらへの申請を研究費配分の評価項目とする。
- ・外部資金に関する事務手続について経験豊富な私学のOB職員等を、契約職員として採用する。
- ・共同研究費や受託研究費等の受入を促進するため、研究内容や活動内容のデータベース化を促進するとともに、外部に対する広報活動を強化する。
- ・過年度の外部競争的資金の獲得状況を年度別、学部別に整理するとともに、外部競争的資金獲得上の課題に適切な対策を実施し、獲得金額を増やす。
- ・外部研究資金の獲得を研究費配分の評価項目に挙げたことから、給与制度や昇任への反映について研究する。
- ・各種外部資金毎に、徴収する管理的経費の増額方策を決める。

(3) 公開講座から収益をうるための措置

- ・公開講座への有名講師の招聘や彦根駅前「大学サテライト・プラザ彦根」を活用して、有料公開講座を開講する。

(4) 大学施設利用を有料化するための措置

- ・体育・スポーツ施設の有料化について、学内で協議し、実施可能なものから有料化する。
- ・駐車場使用料の有料化について、その是非を交通問題等委員会で審議し、一定の結論を出す。

(5) 広く一般から寄付を募るための措置

(整備済み)

(6) 不要品等の売却から収益をうるための措置

- ・引き続き不要品等の売却を行う。

3 経費を抑制するための措置

(1) 人件費を抑制するための措置

- ・引き続き非常勤講師費の削減に努める。
- ・IT化およびアウトソーシング可能な業務について点検を行い、可能なものの予算化を行う。

(2) 光熱水費を抑制するための措置

- ・ESCO事業の事前診断を実施するなど、光熱水費の節減につながる方策を検討する。

(3) 物品購入費を抑制するための措置

- ・引き続き一括購入を実施する。
- ・財務システム上の管理物品や固定資産リストを、学内ネットワークで公開し、共有化を図る。

(4) 業務委託費を抑制するための措置

- ・引き続き、契約方法等の見直しを進める。

4 資産の運用管理を改善するための措置

- ・財務システム上の管理物品や固定資産リストを、学内ネットワークで公開し、共有化を図る。
(再)
- ・教員研究室、実験室、共用スペースの使用実態を調査する。

IV 自己点検・評価および当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

(1) 自己点検・評価の改善に関する具体的方策

- ・研究費配分において 教員の教育、研究、地域・社会貢献、学内貢献の各分野における活動を評価する評価項目・配点の見直しを行う。
- ・認証評価機関の評価基準に対応した自己評価の取組方針を策定し、必要となる資料の整備に着手する。

(2) 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

- ・法人評価の評価結果を学内外に公表するとともに、学内では自己評価委員会、連絡調整会議等を通して意見・改善策を収集する。
- ・教員の教育、研究、地域・社会貢献、学内貢献の各分野における活動を評価し、研究費の配分に反映させたことから、給与その他への反映について検討を行う。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- ・ ホームページに掲載する情報をさらに充実する。
- ・ 報道機関等への広報活動をさらに強化する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ・ 誰もが利用しやすい施設として施設整備を行い、環境と共生し調和するエコキャンパスの構築に努める。
- ・ 引き続き学内施設を教育研究に支障のない範囲で広く利用に供し、資産の効率的利用を図る。
- ・ 引き続き、学生の協力を得た「消し回り隊」の運用や各学部・グループによる環境こだわり(ISO14001)への取り組み、学生食堂卓上板での啓発広報など、エコキャンパスの構築に努める。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ・ 衛生委員会の原則毎月の開催、産業医による原則月1回の職場巡視などを行い、引き続き職場の安全および健康の確保に努める。
- ・ 災害以外の危機管理について課題を抽出する。
- ・ 危機管理や法令遵守に関連する研修を開催し、意識の向上を図る。

3 人権の啓発に関する目標を達成するための措置

- ・ 人権問題委員会を中心として、法人内の人権感覚を高め、人権に関する研修会を開催する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画および資金計画

1 予算（平成19年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2, 8 3 3
施設整備費補助金	0
自己収入	1, 7 1 0
授業料および入学金検定料収入	1, 6 6 1
雑収入	4 9
産学連携等研究収入および寄附金収入等	2 4 5
計	4, 7 8 8
支出	
業務費	4, 6 0 1
教育研究経費	3, 3 8 5
一般管理費	1, 2 1 6
施設整備費	0
産学連携等研究経費および寄附金事業費等	1 8 7
計	4, 7 8 8

〔人件費の見積り〕

期間中総額2, 8 5 3百万円を支出する。（退職手当は除く。）

2 収支計画（平成19年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	4,789
經常費用	4,789
業務費	4,177
教育研究経費	968
受託研究費等	157
役員人件費	79
教員人件費	2,354
職員人件費	619
一般管理費	517
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	95
臨時損失	0
収入の部	4,789
經常収益	4,789
運営費交付金収益	2,741
授業料収益	1,351
入学金収益	254
検定料収益	56
受託研究等収益	159
寄附金収益	81
財務収益	0
雑益	52
資産見返運営費交付金等戻入	12
資産見返寄附金戻入	2
資産見返物品受贈額戻入	81
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

3 資金計画（平成19年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	4,891
業務活動による支出	4,687
投資活動による支出	101
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	103
資金収入	4,891
業務活動による収入	4,788
運営費交付金による収入	2,833
授業料および入学金検定料による収入	1,661
受託研究等収入	159
寄附金収入	82
その他の収入	53
投資活動による収入	0
施設費による収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	103

Ⅶ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

7億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延および事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることを想定。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、または担保に供する計画

なし

Ⅸ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上および組織運営の改善に充てる。

X 滋賀県公立大学法人の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
工学部新学科校舎施設設備	総額 15	運営費交付金

2 人事に関する計画

教員人事については、学長管理枠の運用を行うため早期に人事計画を策定し、これに基づく教員配置を進める。

事務局職員人事については、人事計画において法人職員の採用計画を示すとともに、人事計画に従い法人職員の採用を進める。

3 積立金の使途

なし

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

別表（収容定員）

平成19年度	環境科学部	720人
	工学部	480人
	人間文化学部	640人
	人間看護学部	280人
	環境科学研究科	102人（前期課程72人、後期課程30人）
	工学研究科	78人（前期課程60人、後期課程18人）
	人間文化学研究科	54人（前期課程36人、後期課程18人）
	人間看護学研究科	12人（修士課程12人）